

20210315

# 北海道ドローン研究会細則

2021年3月22日制定

第13章第1条の規定により会則第4章第5条会員資格について下記の細則を追記する。また、他の条項についても必要の都度細則を追記する。  
安全規則は別途制定する。

## 第1章 会員資格

下記に定める事項のいずれかに該当する場合は理事会の決議により会員資格を喪失すると共に、該当会員を除名することができる。

第1項 本会規約及び内部規定に違反した会員。

第2項 正当な理由なく年会費の長期間滞納又は2ヶ月以上連絡が出来ない会員。

第3項 本会の会員及び関係者等に対する付きまとい行為、宗教勧誘や商品等の執拗な販売行為、SNS等での誹謗中傷等の迷惑行為を行った会員。

第4項 反社会的行為、犯罪、一般常識的な範囲のマナー違反行為を行った会員。

第5項 暴力団、その他の反社会的組織に属し、または近い関係である会員。

以上